

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 1 5 号）第 1 7 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

高松法務局丸亀支局

登記官 野 村 和 秀

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
4701-2024-0057	丸亀市飯野町西分字広定 7 7 番 2
4701-2024-0062	丸亀市飯野町西分字広定甲 7 7 番 1
4701-2024-0064	丸亀市飯野町東二字下代甲 1 3 3 2 番 1
4701-2024-0065	丸亀市飯野町東二字下代甲 1 3 3 2 番 2
4701-2024-0066	丸亀市飯野町東二字瓦礫 1 1 6 1 番